

# みよし市中小企業及び小規模企業振興基本条例

## 解説

みよし市

## 前文

私たちの“ふるさとみよし”は、愛知県のほぼ中央に位置し、その好立地条件や交通の利便性からベッドタウンとして住宅開発が進み、また、町制施行当時より積極的に企業誘致を進めてきたため、自動車関連産業をはじめとした数多くの企業が立地し、豊かな自然環境と活気あふれる産業、香り高い文化の調和したまちへと発展を続けています。その中でも産業分野における中小企業及び小規模企業は、それぞれの事業活動を通じて地域経済をけん引するとともに、地域社会の担い手としてまちづくりに貢献してきました。

しかしながら、今日、経済の国際化による企業間の競争の激化や国内の少子高齢化による人口減少社会の到来などにより、中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような時代において、本市の発展に重要な役割を担う中小企業及び小規模企業が発展をしていくためには、自らの創意工夫を活かした事業を意欲的に展開して経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に取り組んでいく必要があります。また、各主体が連携及び協力をし、それぞれに期待される役割を果たし、支援を行っていくことが重要です。

そして、中小企業及び小規模企業が、引き続き、地域社会の形成及び発展、雇用並びに多様な人材の社会参画を支え、ひいては市民生活の向上をもたらす重要な役割を果たす主体として地域に貢献し、地域社会と協働していくことにより、中小企業及び小規模企業の振興が図られます。

ここに、中小企業及び小規模企業の振興について、その基本理念を定め、各主体の役割を明確にするとともに共通の理解と協働の下、総合的に施策を推進し、地域経済の循環に努め、本市の発展に寄与するため、この条例を制定します。

### 【趣旨】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、中小企業及び小規模企業の果たしている役割や重要性、中小企業及び小規模企業振興の必要性など条例全体の考え方を示しています。

### 【解説】

1 段目では、本市の特徴や変遷及び中小企業及び小規模企業の地域への貢献について記述しています。

2 段目、3 段目では、中小企業及び小規模企業を取り巻く環境の変化を示すとともに、中小企業及び小規模企業の自らの創意工夫による新たなチャレンジの必要性、また、チャレンジする中小企業及び小規模企業に対して地域社会がその重要性を共有することや一体となって連携する取り組みが必要であることを記述しています。

4 段目では、地域コミュニティ機能や地域社会活動への参画、地域からの雇用、雇用を通じた女性や高齢者などの多様な人材の社会参画など中小企業及び小規模企業の果たす様々な役割を記述しております。また、これらを担う中小企業及び小規模企業の活力ある発展を地域社会が一体となって支え、その中小企業及び小規模企業が地域社会と協働していくことにより中小企業及び小規模企業の振興が図られると考えていることを記述しています。

5 段目では、地域社会の発展及び市民生活の向上の実現を目指すためには、各主体の役割を明確にし、共に推進していくことを本条例で定めることを記述しています。

## (目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業及び小規模企業の振興についての基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、中小企業及び小規模企業の振興、地域社会の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 【趣旨】

この条例の制定目的を明記しています。

## 【解説】

この条例は、中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢について、中小企業者、小規模企業者、商工会及び市民等と理念を共有するものです。条例の目的は、中小企業及び小規模企業の振興についての基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することで、中小企業及び小規模企業の振興が図られ、最終的には地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的としています。

## (定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 産業経済団体 中小企業及び小規模企業を支援する事業を行う団体であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関を除く。）で、市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

## 【趣旨】

この条例において掲げる用語の意味を定めています。

## 【解説】

第1号では「中小企業者」、第2号では「小規模企業者」について定義しており、下表のとおり分類されます。なお、この条例では、個々の経営体について述べる場合は「中小企業者」、「小規模企業者」、中小企業や小規模企業全体をいう場合は「中小企業」や「小規模企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

### 中小企業者及び小規模企業者の定義

業種分類	中小企業者		
	資本金の額、 又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

第4号では、「産業経済団体」について定義しています。みよし市工業経済会、みよし市雇用対策協議会、公益社団法人みよし市シルバー人材センター等産業分野に関わる団体としています。

第5号では、「大企業者」、第6号では、「金融機関」について定義しています。

なお、第4号から第6号までの末尾に記載の「市内で事業活動を行うもの」とは、事業所が市内に所在するものだけを指すのではなく、市内中小企業者及び小規模企業者との「取引」や「連携」も含まれるものとみなし、相手方が、市外に所在する対象であっても、この条例の効力が及ぶように配慮しています。

第8号では、「市民」について定義しています。市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者を指します。本市に関係する多くの人に、様々な形で中小企業及び小規模企業の振興に協力していただくことが重要であるため、「市民」の範囲は広く定義しています。

## (基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 中小企業者、小規模企業者、市、国、愛知県、商工会、産業経済団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民の協働により行うこと。

### 【趣旨】

中小企業及び小規模企業の振興を推進するための基本的な考え方を示しています。

### 【解説】

第1号では、中小企業基本法第3条に規定される基本理念に鑑み、中小企業及び小規模企業の多様で活力ある発展に向け、中小企業者及び小規模企業者自らが積極的に新事業を切り拓くように努力することを前提とし、創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進するような取り組みが重要であることを示しています。

第2号では、中小企業及び小規模企業が地域社会の形成及び発展、地域からの雇用、雇用を通じた女性や高齢者など多様な人材の社会参画等を支えている状況から、その活動が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たし、不可欠な存在であるという認識を地域社会において中小企業及び小規模企業の振興に関わるもの全体が持つことが重要であることを示しています。

第3号では、自ら努力をする中小企業及び小規模企業の多様で活力ある発展に向け、中小企業者、小規模企業者、市、国、愛知県、商工会、産業経済団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民といった、中小企業及び小規模企業の振興に関わる全てのものが、協働して中小企業及び小規模企業の振興に取り組むことが重要であることを示しています。

### ※参考

#### 中小企業基本法第3条

中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応した適切な中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、総合的に実施しなければならない。

2 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業及び小規模企業の実態を把握するとともに、国、愛知県、商工会、産業経済団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に行うよう努めなければならない。

### 【趣旨】

中小企業及び小規模企業の振興を推進するために、市が担う責務について示しています。

「責務」とすることにより、他の主体の「役割」や「協力」、「理解」に比べて強い位置付けとしています。ここでいう「市」とは、普通地方公共団体である本市に置かれている執行機関などを含めた、みよし市全体を指します。

### 【解説】

第1項では、市は、経済の国際化、少子高齢化の進行、消費者の価値観の多様化など本市や中小企業及び小規模企業を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、実施することを規定しています。

第2項では、市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の策定、実施にあたっては、中小企業及び小規模企業の実態を把握し、中小企業及び小規模企業振興に関わる地域の各主体と協力して効果的に行うことを規定しています。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対して自らの創意工夫の下、事業計画に基づいた新たな事業の展開、販路の開拓等に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、相互の連携及び交流に努めるものとする。

5 中小企業者は、小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

6 中小企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

「中小企業者の役割」について規定しています。基本理念にもあるとおり、中小企業の振興の推進には、中小企業者自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が必要であり、これを明確にしています。また、中小企業者は、社会的責任を自覚し地域の活動に貢献し、地域社会と協働すること、及び小規模企業は重要なパートナーであることを認識し、小規模企業との連携や小規模企業の成長発展に協力することなどを規定しています。

【解説】

第1項では、中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、事業計画に基づいた新事業展開や販路開拓等に取り組むなど、自主的かつ主体的に経営の改善や向上に努めることを規定しています。

第2項では、中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会確保、人材育成とともに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）など労働環境の整備に取り組むよう努めることを規定しています。

第3項では、中小企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図りながら、地域が行う催事、環境美化、防災・防犯などのまちづくりの活動に積極的に取り組み、地域社会と協働することで、地域社会の発展と市民生活の向上に貢献するよう努めることを規定しています。

第4項では、中小企業者は、基本理念に定める「自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力」を図るにあたり、商工会や産業経済団体に加入するよう努め、中小企業者同士で積極的に情報収集や相互の交流を行い、自らの経営力強化に努めていくことが重要であることを規定しています。

第5項では、中小企業者は、小規模企業者に対し事業機会の拡大等によりその成長発展に配慮するように努めるとともに、小規模企業者が自らの事業活動の維持・発展には欠かせない重要なパートナーであることを認識し、連携に努めるとともに、自らの事業活動を通じて、小規模企業の成長発展に協力することを規定しています。

第6項では、中小企業者は、中小企業者の実態を把握するために行うアンケートに回答する等、市が実施する中小企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

#### ※参考

##### ワークライフバランス

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

#### (小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、他の小規模企業や各主体と連携及び協働し、自主的に円滑かつ着実な事業運営に努めるものとする。

2 小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 小規模企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

「小規模企業者の役割」について規定しています。基本理念にもあるとおり、小規模企業の振興の推進には、小規模企業者自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が必要であり、また、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の確保が困難である小規模企業者において必要な取り組みについて規定しています。

#### 【解説】

第1項では、小規模企業者が、経済的社会的環境の変化に対応して事業の持続的な発展を図るためには、経営資源を有効に活用することができるよう小規模企業者同士や多様な主体との連携、協働を行い、自らの知識や技術を向上させることが必要です。そのために、商工会や産業経済団体に加入するよう努めるとともに、自主的に円滑で着実な事業の運営に努めることが必要であることを規定しています。

第2項では、小規模企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図りながら、地域が行う催事、環境美化、防災・防犯などのまちづくりの活動に積極的に取り組み、地域社会と協働することで、地域社会の発展と市民生活の向上に貢献するよう努めることを規定しています。

第3項では、小規模企業者は、小規模企業者の実態を把握するために行うアンケートに回答する等、市が実施する小規模企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

## (商工会の役割)

第7条 商工会は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 商工会は、中小企業者及び小規模企業者の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化の促進及び他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

「商工会の役割」について規定しています。中小企業及び小規模企業の振興を推進するために、商工会が担っていく取り組みについて規定しています。

### 【解説】

第1項では、商工会は、中小企業及び小規模企業の抱える様々な経営課題に関し、事業者に伴走し支援を図ることで経営の発達・改善・革新に資する役割を担っていることから、その活動を通じて中小企業及び小規模企業の振興に取り組むことを規定しています。

第2項では、商工会は、自らの中小企業及び小規模企業振興に対する事業活動がより効果的なものとなるよう、情報交換の場や集約した意見等に対する検討を実施するための会議等を設けるなどして、中小企業者及び小規模企業者の現状を把握することにより、相談・指導及び研修等のより一層の充実を図り、中小企業及び小規模企業の経営の改善、向上の支援に努めるとともに、他の団体との連携により中小企業及び小規模企業の振興に努めることを規定しています。

第3項では、商工会は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の方向性を共有し、足並みの揃った取り組みができるように協力するよう努めることを規定しています。

## (産業経済団体の役割)

第8条 産業経済団体は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、中小企業及び小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

「産業経済団体の役割」について規定しています。中小企業及び小規模企業の振興を推進するために、産業経済団体が担っていく取り組みについて規定しています。

### 【解説】

第1項では、産業経済団体は、中小企業者及び小規模企業者が自主的な努力や創意工夫に対する取り組み、及び産業間または事業者間の連携を支援し、自らの事業活動を通じて中小企業及び小規模企業の成長発展に協力することを規定しています。

第2項では、産業経済団体は、中小企業及び小規模企業の果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。



## (大企業者の役割)

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業及び小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

「大企業者の役割」について規定しています。大企業は中小企業及び小規模企業と比較して事業所数は少ないものの、中小企業及び小規模企業に対して大きな影響力を有していることから、大企業者が担っていく取り組みについて規定しています。

### 【解説】

第1項では、大企業者は、中小企業者及び小規模企業者に対し事業機会の拡大等によりその成長発展に配慮するように努めるとともに、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の維持・発展には欠かせない重要なパートナーであることを認識し、中小企業者及び小規模企業者との連携に努め、自らの事業活動を通じて、中小企業及び小規模企業の成長発展に協力することを規定しています。

第2項では、大企業者は、パートナーである中小企業及び小規模企業が発展することにより、地域経済が活性化し、さらに中小企業及び小規模企業が地域社会と協働することで、結果として地域社会が発展し市民生活も向上するという好循環につながるなど、中小企業及び小規模企業の果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

※中小企業基本法第7条第3項では、「中小企業以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係のあるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。」と規定されています。

## (金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者及び小規模企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、中小企業及び小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

「金融機関の役割」について規定しています。金融機関は中小企業者及び小規模企業者が事業活動を行ううえで資金供給等において密接な関係であり、中小企業及び小規模企業の経営課題の解決に対して果たす役割が大きいことから、金融機関が担っていく取り組みについて規定しています。

### 【解説】

第1項では、金融機関は、中小企業者及び小規模企業者がおかれている状況を配慮し、その中小企業者及び小規模企業者に適した資金供給を図ること、必要な情報の提供、経営についての相談などのコンサルティング機能を発揮することなどにより中小企業及び小規模企業の発展

に協力するよう努めることを規定しています。

第2項では、金融機関は、自らが事業展開を行う地域において、地域から多くの従業員を雇用する中小企業及び小規模企業が発展することにより、地域経済が活性化しさらに地域社会と協働することで、結果として地域社会が発展し市民生活も向上するという好循環につながるなど中小企業及び小規模企業の果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

#### (大学等の役割)

第11条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における取組を通じて、中小企業者及び小規模企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業者、小規模企業者、市、国、愛知県、商工会、産業経済団体及び大企業者との連携を通じた研究開発等により、中小企業者及び小規模企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

3 大学等は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

「大学等の役割」について規定しています。大学等は優れた人材の育成や研究開発及びその成果の普及を通じた中小企業及び小規模企業の振興に対して協力を求めるものです。

#### 【解説】

第1項では、大学等は、優れた人材の育成や学生への中小企業及び小規模企業の情報の提供、中小企業及び小規模企業との研究開発やその成果の普及を通じて、中小企業及び小規模企業の事業の拡大及び技術の高度化に貢献し、中小企業及び小規模企業の成長及び発展に協力するよう努めることを規定しています。

第2項では、大学等は、市をはじめ、国や愛知県、商工会等の各主体との連携を通じ、中小企業及び小規模企業の新商品・新技術の研究開発などを行うことにより、中小企業及び小規模企業の事業の拡大及び技術の高度化に貢献し、中小企業及び小規模企業の成長及び発展に協力するよう努めることを規定しています。

第3項では、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策について、協力するよう努めることを規定しています。

#### (市民の理解及び協力)

第12条 市民は、中小企業及び小規模企業の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業及び小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

「市民の理解及び協力」について規定しています。市民に対して、中小企業及び小規模企業の果たす役割を理解してもらい、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力することを求めるものです。また、「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務づけるものではなく、あくまで自発的な協力を期待するものです。

#### 【解説】

市民に対して、地域で多くの従業員を雇用する中小企業及び小規模企業が発展することによって、地域経済が活性化し、市民生活も向上するなど中小企業及び小規模企業の担う役割の重要性を理解してもらうとともに、市内の中小企業及び小規模企業で生産、製造又は加工されるものやサービスの利活用などを通じて、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力することを期待しています。

#### (施策の基本方針)

第13条 市は、基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新の促進を図ること。
- (2) 新たな事業活動及び市場開拓の促進を図ること。
- (3) 知識及び技術の向上等のための人材の育成及び確保並びに雇用の安定を図ること。
- (4) 資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者及び小規模企業者相互の連携並びに大企業者及び大学等との連携を図ること。
- (6) 市が発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公平な競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保を図ること。
- (7) 中小企業及び小規模企業の振興について、商工会、産業経済団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民の理解及び協力の促進を図ること。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、中小企業者、小規模企業者、商工会、産業経済団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本市が中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、実施する際の基本的な方針を規定しています。

#### 【解説】

第1項第1号では、中小企業及び小規模企業の事業拡大、経営の安定・向上を図ります。

第2号では、創業、第2創業を含めた新たな事業分野への進出や新顧客獲得などの新たな市場開拓を図ります。

第3号では、従業員の能力開発や雇用の確保・定着を図ります。

第4号では、経営資源である資金の調達の円滑化を図ります。

第5号では、中小企業者及び小規模企業者の産学連携や企業間連携の促進を図ります。

第6号では、本市が発注する工事や物品・役務の調達等（賃借、売買、売り払い、せり売り、修理など）において適正な予算執行や公平な競争及び適正な契約履行に留意しながらも、市内中小企業及び小規模企業の成長発展を考慮して、その受注機会の増大を図ります。

第7号では、中小企業及び小規模企業の発展が、地域社会の発展及び市民生活の向上の実現につながることを理解してもらい、中小企業及び小規模企業の発展に協力することを求める機

会を図ります。

第2項では、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を効果的に推進していくため、中小企業及び小規模企業の振興に関する支援策を公表し、中小企業及び小規模企業の現状や課題、また課題解決に向けた方法などについて、中小企業及び小規模企業及びそれらに関係する者から意見を聴取するとともに支援策の実施状況を把握及び評価し、適宜検討を加え、その結果に基づき市が必要な措置を講ずる取り組みを計画的に実施することを規定しています。

(財政上の措置)

<p>第14条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
---

**【趣旨】**

市が中小企業及び小規模企業振興に関する施策を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。